



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年11月29日土曜日 第1513号外 1

◇ 目 次 ◇ 条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例..... 1

人事委員会規則

職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員
の給料の切替え等に関する規則.....14

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規
則.....15

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....15

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....17

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....17

平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規
則.....18

条 例

○愛媛県条例第60号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のよ
うに公布する。

平成15年11月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57
号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「14,000円」を「13,500円」に改める。

第18条の 4 第 1 項第 1 号中「311,400円」を「307,900
円」に改め、同項第 2 号中「50,800円」を「50,200円」に
改める。

第19条第 2 項中「100分の170」を「100分の145」に
、「100分の150」を「100分の125」に改め、同条第 3
項中「100分の170」とあるのは「100分の90」と、
を「100分の145」とあり、及び」に、「100分の150
」を「100分の125」に、「100分の80」を「100分の65
」に改める。

第19条の 6 第 3 項中「、「100分の170」を「、「100
分の145」と、「100分の180」を「100分の160」に改
める。

別表第 1 から別表第 5 までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1			184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
再任 用職 員以 外の 職員	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
	17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
	18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
	19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
	20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
	21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100			
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100				
	23			300,000	353,000	373,800	413,300					
	24			302,000	355,200	376,400	416,700					
	25			303,900	357,600	379,000						
	26			305,700	359,800	381,600						
	27			307,600	362,100							
	28			309,600	364,300							
	29			311,500								
	30			313,400								
	31			315,300								
	32			317,100								
再任 用職 員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1				231,000	267,000	286,400	306,100	327,100	357,500	392,000
	2	156,700	172,100	198,500	238,900	276,000	295,800	315,900	337,200	367,700	403,900
	3	163,300	179,300	206,600	247,600	285,200	305,200	325,900	347,300	377,800	415,800
	4	170,400	188,400	214,700	256,600	294,300	314,900	336,000	357,500	387,800	426,900
	5	177,400	198,300	222,000	265,700	303,500	324,900	346,000	367,700	397,800	437,400
	6	185,900	205,700	229,400	274,600	312,400	334,900	355,900	377,800	407,500	446,900
	7	195,600	213,100	236,700	283,700	321,200	344,800	365,700	387,600	417,200	456,400
	8	203,000	220,200	244,100	292,800	329,900	354,700	375,500	397,400	426,800	465,100
	9	210,300	226,900	252,200	301,900	338,600	364,300	385,100	407,000	436,300	474,100
	10	217,400	234,000	260,100	310,200	347,200	373,700	394,700	416,500	445,500	482,400
	11	224,100	241,700	268,100	318,500	355,200	383,100	404,200	426,000	454,000	490,900
	12	231,200	248,600	276,100	326,700	363,100	392,600	413,700	435,400	462,200	499,400
	13	238,600	256,400	284,100	334,900	370,800	401,900	423,100	444,200	470,500	508,000
	14	245,500	264,300	291,800	342,900	378,500	411,300	429,800	452,200	478,700	515,300
	15	253,300	272,100	299,500	349,900	386,100	419,900	436,200	459,500	486,700	519,500
再任 用職 員以 外の 職員	16	261,200	279,800	307,600	357,300	393,000	425,500	441,600	465,800	490,700	
	17	268,500	286,900	315,800	364,800	400,000	431,000	445,900	469,800	494,700	
	18	275,300	293,900	324,000	372,400	405,700	435,200	450,100	473,700	498,600	
	19	281,600	300,700	331,900	380,000	411,100	438,700	453,600	477,700		
	20	288,100	307,300	338,900	387,100	414,700	441,900	457,000	481,400		
	21	294,500	314,000	346,300	394,000	417,700	445,300	460,300	485,000		
	22	300,500	320,400	354,000	399,700	420,700	448,700	463,800			
	23	306,800	326,600	361,600	405,500	423,700	452,000				
	24	312,700	333,000	369,200	409,000	426,900	455,400				
	25	318,300	339,400	376,200	412,000	429,700					
	26	324,100	345,800	383,100	414,900	432,700					
	27	329,700	351,800	389,000	417,900						
	28	334,600	357,200	394,800	421,100						
	29	338,200	361,900	398,300	423,900						
	30	341,800	366,300	401,300	426,700						
	31	345,600	370,800	404,200							
	32	349,400	373,300	407,100							
	33	351,700	375,900	410,300							
	34		378,400	413,100							
	35		381,000	415,800							
	36		383,500								
再任 用職 員		242,900	253,100	262,200	276,400	304,700	324,700	341,400	362,200	388,900	420,600

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係)

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1			255,100	296,700	340,400
	2	134,500	183,500	268,300	310,500	352,500
	3	138,900	193,300	281,700	324,300	364,800
	4	144,000	202,400	294,900	338,200	377,100
	5	150,300	211,500	308,300	348,900	389,000
	6	157,800	221,000	322,000	358,700	401,600
	7	166,300	232,500	335,600	368,300	414,400
	8	175,300	243,800	345,600	377,900	427,900
	9	183,600	255,100	354,900	387,200	441,100
	10	190,900	264,900	363,400	396,300	454,100
	11	198,300	275,100	371,000	405,200	467,000
	12	206,000	285,000	377,800	413,900	479,400
	13	213,700	292,200	384,200	422,400	491,600
	14	221,500	298,900	390,300	430,700	503,300
	15	229,700	305,600	396,300	438,300	514,800
	16	238,000	312,200	402,200	445,800	526,100
	17	244,300	318,800	407,300	453,200	537,700
	18	250,400	325,500	411,600	460,500	548,100
	19	256,500	331,900	416,000	467,000	555,900
	20	262,400	338,200	420,000	473,700	562,800
	21	267,800	344,500	423,900	478,700	568,700
	22	273,100	349,300	427,700	483,200	573,900
	23	278,200	353,400	431,500	487,000	577,900
	24	283,200	356,200	434,900		
	25	287,900	359,000	438,200		
	26	291,700	361,800			
	27	295,300	364,600			
	28	298,200	367,400			
	29	300,600	370,100			
	30	302,600				
	31	304,700				
	32	306,600				
再任用職員		217,600	263,400	297,500	340,400	396,000

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第3条関係）

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1		295,800	347,000	425,700
	2	235,900	311,900	363,600	438,500
	3	245,800	328,200	380,300	450,500
	4	261,000	344,600	396,900	462,300
	5	276,900	361,000	409,400	473,600
	6	292,700	377,500	422,200	484,900
	7	307,600	394,100	434,700	495,600
	8	323,100	406,600	446,700	506,000
	9	337,800	418,000	458,200	516,100
再任	10	350,700	428,600	469,000	525,700
用職	11	363,400	438,100	479,800	535,400
員以	12	375,800	447,200	490,100	544,300
外の	13	385,000	456,100	499,800	552,900
職員	14	393,800	464,800	509,500	561,500
	15	401,000	473,500	517,800	569,800
	16	405,700	482,000	526,200	578,200
	17	410,200	488,000	534,600	586,000
	18	412,700	492,900	541,200	592,500
	19		497,000	547,700	597,700
	20		500,300	552,400	602,300
	21		503,800	557,000	
	22		507,300	561,600	
	23		510,700	565,700	
	24		514,100	569,800	
再任 用職 員		294,700	346,500	397,800	465,300

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1			205,400	228,600	265,200	306,800	342,100
	2	139,000	176,600	212,500	236,800	274,600	316,900	353,600
	3	144,500	183,000	219,700	245,200	284,000	326,900	365,300
	4	151,300	189,400	227,400	253,700	293,500	336,900	376,900
	5	157,900	196,100	235,500	262,200	303,200	346,900	388,200
	6	165,500	202,600	243,700	270,600	312,800	356,500	399,700
	7	173,100	209,200	252,100	279,200	322,600	366,000	411,400
	8	179,300	215,600	260,400	287,900	332,100	375,500	423,000
	9	185,400	222,400	268,700	296,600	341,500	385,000	434,200
	10	190,700	229,700	277,000	305,300	350,700	394,500	444,200
	11	196,100	236,600	285,200	313,800	359,800	404,000	453,700
	12	201,300	243,300	293,200	322,100	368,200	412,600	461,600
再任	13	206,200	249,800	301,100	329,800	376,800	420,700	467,900
用職	14	211,000	256,200	308,800	337,400	384,500	426,700	474,300
員以	15	215,400	261,700	316,100	344,600	390,600	432,400	480,900
外の	16	219,800	267,100	323,100	350,400	396,300	436,300	485,000
職員	17	223,900	272,100	329,500	355,400	400,900	440,000	489,100
	18	228,100	277,200	335,500	360,000	405,400	443,900	
	19	231,500	281,600	339,400	363,400	409,200	447,500	
	20	234,400	286,000	343,400	366,900	412,600	451,100	
	21	237,400	289,200	346,800	370,100	416,100		
	22	239,700	291,700	349,500	372,900	419,500		
	23	241,400	294,000	352,100	375,700	422,900		
	24		295,700	354,400	378,000			
	25		297,500	356,700	380,400			
	26		299,200	358,700	382,900			
	27		301,100	360,800	385,500			
	28		302,800	362,900				
	29			365,100				
	30			367,300				
再任 用職 員		188,400	215,500	253,400	270,700	301,000	338,800	374,300

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1			220,900	243,200	274,400	310,800	343,100
	2	152,000	178,900	227,800	250,400	282,800	320,200	354,600
	3	157,600	187,300	235,600	257,700	291,300	330,200	366,200
	4	163,400	196,600	242,800	265,200	299,700	340,400	377,700
	5	169,600	202,300	250,000	272,700	308,300	350,500	389,300
	6	177,800	208,200	257,300	280,400	316,900	360,200	401,200
	7	186,200	214,100	264,600	288,100	325,200	369,700	413,300
	8	194,900	220,700	271,900	296,000	333,500	379,100	424,600
	9	200,000	227,600	279,200	303,900	341,100	388,800	435,700
	10	205,300	235,300	286,800	311,900	348,600	398,600	446,200
	11	210,600	242,500	294,300	319,600	356,100	408,500	456,500
	12	216,000	249,700	301,900	327,100	363,400	417,700	465,500
	13	221,600	257,000	309,200	334,200	370,900	426,100	473,300
	14	227,400	264,300	316,200	341,100	378,200	434,700	481,000
	15	233,300	271,500	323,100	347,900	385,700	443,000	488,700
	16	239,000	278,700	329,500	354,400	392,700	450,700	495,700
	17	244,600	286,000	335,800	360,700	399,300	458,400	500,400
	18	250,100	293,100	341,700	366,900	405,200	466,100	504,600
	19	255,900	300,000	347,600	372,900	409,900	473,000	508,400
再任用職員以外の職員	20	261,300	306,900	353,400	378,400	414,000	477,600	
	21	266,300	313,700	359,100	383,700	418,200	481,600	
	22	271,300	319,800	364,600	388,600	422,000	485,100	
	23	275,500	325,600	369,700	392,500	425,300		
	24	279,900	331,400	374,600	395,800	427,800		
	25	283,900	336,800	378,600	398,900			
	26	288,000	340,700	381,900	402,200			
	27	291,500	344,000	384,900	405,100			
	28	294,600	347,000	387,700	407,500			
	29	297,100	349,700	390,500				
	30	299,200	351,800	393,200				
	31	301,000	353,800	395,500				
	32	302,900	355,700					
	33	304,800	357,600					
	34	306,700	359,700					
	35	308,600	361,800					
	36	310,500	364,000					
	37	312,300	366,300					
	38	314,400	368,500					
	39	316,300						
	40	318,400						
	41	320,200						
再任用職員		235,200	267,900	274,900	286,200	309,000	350,100	380,500

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第3条関係)

大 学 教 育 職 員 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1			252,700	285,600	365,900
	2	160,800	202,800	265,600	300,500	381,000
	3	168,700	211,600	278,300	315,700	393,400
	4	178,800	220,500	292,000	330,600	405,600
	5	189,600	230,000	305,900	345,800	417,600
	6	197,300	239,400	319,600	360,700	429,300
	7	204,600	251,900	332,800	375,700	440,800
	8	212,300	264,200	346,200	386,600	452,300
	9	220,600	276,600	359,100	397,000	463,500
	10	229,900	288,000	368,900	406,600	474,700
	11	237,500	300,000	378,900	415,600	486,100
	12	246,100	311,800	388,400	424,200	497,300
	13	254,000	319,700	397,100	432,600	508,500
	14	261,900	326,600	405,500	440,200	519,700
	15	269,300	333,200	413,100	447,600	530,000
	16	276,500	339,700	420,500	454,700	539,200
再任用職員以外の職員	17	283,200	346,200	427,600	460,900	548,300
	18	289,600	352,000	434,700	466,500	557,200
	19	295,900	357,700	440,500	472,000	566,100
	20	301,900	363,300	445,400	477,400	574,300
	21	307,600	368,800	449,800	482,700	580,600
	22	312,500	374,300	452,900	487,900	585,600
	23	317,000	378,900	456,000	493,000	590,200
	24	321,400	382,800	458,900	497,000	
	25	324,900	385,700	462,000	500,300	
	26	328,000	388,400	465,000	503,600	
	27	331,000	391,300	468,100		
	28	333,700	394,000	471,100		
	29	335,900	396,800			
	30	337,900	399,400			
	31	340,000	402,200			
	32	342,000	405,000			
	33	344,000	407,900			
	34	346,000	410,700			
	35	348,000				
	36	350,100				
	37	352,200				
	38	354,400				
再任用職員		239,500	288,100	304,100	336,400	417,800

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「月額」を「額」に、「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が60,000円を超えるときは、支給単位期間につき、60,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が60,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、60,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

第10条第2項第2号中「応じて」を「応じ、支給単位期間につき」に、「掲げる額」を「定める額」に、「1箇月」を「支給単位期間」に改め、同項第3号中「応じ、」の下に「前2号に定める額（1箇月当たりの）」を加え、「掲げる額」を「定める額」に、「（その額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が7,500円を超えるときは、7,500円）を45,000円に加算した」を「が60,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、60,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第3項中「月額」を「額」に、「人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額が20,000円を超えるときは、20,000円）及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 特急列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の特急列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の特急列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 第10条第4項中「月額」を「額」に改め、同条第5項中

「定める橋その他の施設」の下に「（以下この項において「橋等」という。）」を加え、「当該橋その他の施設」を「当該橋等」に、「月額」を「額」に、「人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する通行料金の額（以下この項において「通行料金相当額」という。）の2分の1に相当する額及び通行料金相当額を負担しないものとした場合におけるこれらの規定による額の合計額（その額が前3項の規定による額に満たないときは、当該」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額（その額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が、前3項の規定による額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額に満たないときは、前3項の規定による）」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する通行料金の額（次号において「通行料金相当額」という。）の2分の1に相当する額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 通行料金相当額を負担しないものとした場合における前3項の規定による額

第10条第6項中「の支給」の下に「及び返納」を加え、同項を同条第9項とし、同条第5項の次に次の3項を加える。

- 6 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

第19条第2項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の135」を「100分の120」に、「100分の125」を「100分の140」に改め、同条第3項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の85」を「100分の75」に、「100分の145」とあり、及び「100分の135」を「100分の160」に、「100分の75」を「100分の85」に、「100分の125」を「100分の120」に改める。

第19条の6第3項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の170」を「100分の160」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の160」を「100分の170」に改める。

（教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の170」を「100分の145」に

改め、同条第3項中「100分の170」を「100分の145」
に、「100分の90」を「100分の75」に改める。
別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

中学校・小学校教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1			270,000	400,100
	2	147,400	162,900	283,600	408,800
	3	153,600	171,200	297,400	417,200
	4	160,800	180,200	311,100	425,600
	5	168,700	191,100	324,600	433,900
	6	177,700	198,000	337,800	441,600
	7	187,700	205,000	347,900	449,200
	8	194,300	212,400	358,000	456,400
	9	200,900	220,300	368,300	463,300
	10	207,500	231,300	377,000	470,000
	11	214,200	242,800	385,400	476,900
	12	221,100	254,400	393,400	484,000
	13	228,400	266,700	401,200	490,400
	14	235,600	279,400	408,700	495,600
再任	15	242,600	292,500	416,100	499,500
用教	16	249,700	306,100	423,300	
育職	17	256,200	319,500	430,000	
員以	18	262,600	332,100	436,600	
外の	19	269,100	342,000	443,100	
教育	20	274,900	351,800	448,900	
職員	21	280,200	361,700	454,300	
	22	285,100	370,000	458,900	
	23	289,800	378,200	463,100	
	24	293,900	385,800	466,800	
	25	297,300	392,600	469,900	
	26	300,600	398,900	472,700	
	27	303,900	404,600		
	28	306,300	409,800		
	29	308,100	414,600		
	30	309,900	419,400		
	31	311,600	424,100		
	32	313,300	428,100		
	33	315,000	432,300		
	34		436,200		
	35		439,800		
	36		442,200		
再任		227,100	280,300	347,200	420,800
用教					
育職					
員					

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第4条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1			311,100	404,900
	2	147,400	191,100	324,600	414,900
	3	153,600	198,000	337,800	424,300
	4	160,800	205,000	347,900	433,700
	5	168,700	212,400	358,000	443,100
	6	177,700	220,300	368,300	452,000
	7	187,700	231,300	378,200	460,800
	8	194,300	242,800	387,700	469,200
	9	201,000	254,400	397,200	478,200
	10	207,700	266,700	406,100	487,100
	11	214,800	279,400	414,900	497,000
	12	222,100	292,500	423,500	506,100
	13	230,300	306,100	431,700	514,500
	14	238,000	319,500	439,400	521,800
	15	245,900	332,100	446,800	526,200
再任用教育職員以外の教育職員	16	253,800	342,000	454,200	
	17	261,600	351,900	462,200	
	18	269,300	361,900	470,200	
	19	276,900	371,300	478,100	
	20	283,700	380,600	485,900	
	21	290,300	389,500	493,700	
	22	296,400	397,400	500,500	
	23	302,400	404,500	504,500	
	24	308,300	411,700		
	25	314,100	418,400		
	26	319,900	424,700		
	27	325,300	430,100		
	28	330,700	435,300		
	29	335,700	440,100		
	30	339,400	444,400		
	31	342,400	448,700		
	32	345,200	452,900		
	33	348,000	455,700		
	34	350,000			
	35	352,000			
	36	353,800			
	37	355,500			
	38	357,200			
	39	359,400			
	40	361,400			
	再任用教育職員		238,500	283,700	355,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

第4条 教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の145」を「100分の160」に改め、同条第3項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の85」を「100分の75」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の75」を「100分の85」に改める。
(特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、「100分の170」を「、「100分の145」に、「100分の180」を「100分の160」に改める。

第6条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の155」を「100分の140、」に、「100分の170」を「100分の160、」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の160」を「100分の170」に改める。

第11条第1項中「38,400円」を「37,900円」に改める。
(教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第7条 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例(昭和31年愛媛県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、「100分の170」を「、「100分の145」に、「100分の180」を「100分の160」に改める。

第8条 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の155」を「100分の140、」に、「100分の170」を「100分の160、」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の160」を「100分の170」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「、「100分の170」を「、「100分の145」に、「100分の180」を「100分の160」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

号 給	給 料 月 額
	円
1	409,000
2	483,000
3	561,000
4	653,000
5	762,000
6	870,000

別表第2 (第5条関係)

号 給	給 料 月 額
	円
1	337,000
2	376,000
3	406,000

第10条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の155」を「100分の140、」に、「100分の170」を「100分の160、」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の160」を「100分の170」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第11条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、「100分の170」を「、「100分の145」に、「100分の180」を「100分の160」に改め、同条第3項中「、「100分の170」を「、「100分の145」に、「100分の180」を「100分の160」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第4条関係)

号 給	給 料 月 額
	円
1	404,000
2	457,000
3	514,000
4	585,000
5	668,000
6	781,000
7	913,000

第12条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の140、」に、「100分の170」を「100分の160、」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の160」を「100分の170」に改め、同条第3項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の170」を「100分の160」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の160」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額(第1号に掲げる給料月額を受けていた職員にあっては、給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、人事委員会規則で定める。

(1) 職員の給与に関する条例(以下「職員給与条例」という。)別表第1から別表第5までの給料表並びに教育職

員の給与に関する条例（以下「教育職員給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（附則第4項及び第5項において「任期付研究員条例」という。）第5条第4項の規定による給料月額

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（附則第4項及び第5項において「任期付職員条例」という。）第4条第3項の規定による給料月額

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の職員給与条例若しくは職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成12年愛媛県条例第56号）附則第3項及び第4項、第3条の規定による改正前の教育職員給与条例、第9条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第11条の規定による改正前の任期付職員条例並びにこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

5 平成15年12月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、第1条の規定による改正後の職員給与条例第19条第2項（同条第3項、第9条の規定による改正後の任期付研究員条例第6条第3項又は第11条の規定による改正後の任期付職員条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第21条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項、第3条の規定による改正後の教育職員給与条例第19条第2項（同条第3項又は第11条の規定による改正後の任期付職員条例第5条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第20条第1項から第3項まで若しくは第5項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第4条第1項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事委員会規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める

ものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（職員給与条例第10条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。）、特殊勤務手当（月額で支給する手当に限る。）、特勤勤務手当（職員給与条例第11条の3第1項及び第2項に規定する手当を含む。）、へき地手当（同条第3項及び教育職員給与条例第12条の3に規定する手当を含む。）、管理職手当、初任給調整手当、農林漁業改良普及手当及び教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

6 平成15年4月1日から同年12月1日までの間において愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び当該人事委員会規則で定める額の合計額」とする。

7 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第2条に規定する知事等及び教育長については、附則第5項の規定は、適用しない。

（人事委員会規則への委任）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 981

職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則を次のように定める。

平成15年11月29日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等）

第1条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の

前日において職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）別表第1から別表第5まで又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）別表第1若しくは別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額（教育職員給与条例別表第1の備考又は別表第2の備考の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。）を受けていた職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

$$\begin{aligned} & \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \times \\ & \text{その者の施行日の前日におけるその者の属する職務の級に} \\ & \text{おける最高の号給の額} \\ & \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における} \\ & \text{最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \\ & \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の} \\ & \text{号給の額} \end{aligned} +$$

第2条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員給与条例第4条第8項ただし書の規定、教育職員給与条例第7条第3項ただし書の規定又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成12年愛媛県条例第56号）附則第3項及び第4項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間）をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第4項の規定による給料月額の切替え）

第3条 施行日の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）第5条第4項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、次の式により算定した額とする。

$$10万8千円 \times \frac{\text{その者の旧給料月額} - 88万円}{10万9千円} + 87万円$$

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定による給料月額の切替え）

第4条 施行日の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第4条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、次の式により算定した額とする。

$$13万2千円 \times \frac{\text{その者の旧給料月額} - 92万3千円}{13万3千円} + 91万3$$

千円

附 則

- この規則は、平成15年12月1日から施行する。
- 職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-961）は、廃止する。

○愛媛県人事委員会規則7-982

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年11月29日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

職員の新任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43）の一部を次のように改正する。

別表第34医療職給料表□の項1級の欄中「12号給」を「11号給」に改め、同表大学教育職員給料表の項同欄中「11号給」を「10号給」に改める。

附 則

- この規則は、平成15年12月1日から施行する。
- この規則の施行の日に昇格し、又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして改正後の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第22条又は第23条の規定を適用する。

○愛媛県人事委員会規則7-983

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年11月29日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-155）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
(1) 1年未満	307,900円	269,300円	216,700円	159,600円	100,400円	50,200円
(2) 1年以上2年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
(3) 2年以上3年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
(4) 3年以上4年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
(5) 4年以上5年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
(6) 5年以上6年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
(7) 6年以上7年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	48,400
(8) 7年以上8年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	46,600
(9) 8年以上9年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	44,800
(10) 9年以上10年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	43,000
(11) 10年以上11年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	41,200
(12) 11年以上12年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	39,400
(13) 12年以上13年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	37,600
(14) 13年以上14年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	35,800
(15) 14年以上15年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	34,400
(16) 15年以上16年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	33,000
(17) 16年以上17年未満	303,500	265,300	213,400	157,000	98,800	31,600
(18) 17年以上18年未満	299,100	261,300	210,100	154,400	97,200	30,200
(19) 18年以上19年未満	294,700	257,300	206,800	151,800	95,600	28,800
(20) 19年以上20年未満	290,300	253,300	203,500	149,200	94,000	27,400
(21) 20年以上21年未満	285,900	249,300	200,200	146,600	92,400	26,000
(22) 21年以上22年未満	273,900	239,300	192,900	141,000	89,100	25,400
(23) 22年以上23年未満	261,700	229,200	185,300	135,600	85,400	24,800
(24) 23年以上24年未満	249,800	219,400	178,300	130,000	82,100	23,900
(25) 24年以上25年未満	237,800	209,400	170,800	124,700	78,400	23,200
(26) 25年以上26年未満	225,700	199,400	163,600	119,200	75,100	22,600
(27) 26年以上27年未満	210,600	185,700	152,400	111,400	70,200	22,000
(28) 27年以上28年未満	195,700	172,200	141,800	103,500	65,700	21,400
(29) 28年以上29年未満	180,700	158,700	130,900	95,600	61,200	20,700
(30) 29年以上30年未満	165,500	145,000	119,800	87,800	56,300	20,400
(31) 30年以上31年未満	148,100	130,000	108,200	79,200	51,600	20,000
(32) 31年以上32年未満	130,600	115,000	96,400	70,800	46,500	19,300
(33) 32年以上33年未満	113,400	100,200	84,900	62,100	41,900	18,500
(34) 33年以上34年未満	82,900	75,400	65,400	49,400	33,800	17,600
(35) 34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

備考

- この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 984

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年11月29日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の調整額に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 562）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（本則関係）

1 中学校・小学校教育職員給料表

職務の級	給 料 の 調 整 額 の 額
1 級	16,800円。ただし、2号給13,266円、3号給13,824円、4号給14,472円、5号給15,182円、6号給15,992円
2 級	23,200円。ただし、2号給14,660円、3号給15,408円、4号給16,218円、5号給17,198円、6号給17,820円、7号給18,450円、8号給19,116円、9号給19,826円、10号給20,816円、11号給21,852円、12号給22,896円
3 級	24,600円（条例別表第1の備考に定める職員にあつては、25,000円）。ただし、1号給24,300円（同表の備考に定める職員にあつては、25,000円）
4 級	27,400円

2 高等学校等教育職員給料表

職務の級	給 料 の 調 整 額 の 額
1 級	18,600円。ただし、2号給13,266円、3号給13,824円、4号給14,472円、5号給15,182円、6号給15,992円、7号給16,892円、8号給17,486円、9号給18,090円
2 級	23,400円。ただし、2号給17,198円、3号給17,820円、4号給18,450円、5号給19,116円、6号給19,826円、7号給20,816円、8号給21,852円、9号給22,896円
3 級	25,400円（条例別表第2の備考に定める職員にあつては、26,000円）
4 級	28,200円

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 985

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年11月29日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 368）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「（同日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員にあつては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成14年愛媛県条例第54号）第1条の規定による改正後の条例（次条第2項において「平成14年改

正後の条例」という。）の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を削り、同条に次の1項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項各号に定める日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成14年愛媛県条例第54号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

(2) 前項各号に定める日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年愛媛県

条例第60号)の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

第4条第2項中「定める日」の下に「。次項において同じ。」を加え、「(当該異動又は公署の移転の日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員にあつては、当該異動又は公署の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成14年改正後の条例の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)」を削り、同条に次の1項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成14年愛媛県条例第54号)の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。
- (2) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年愛媛県条例第60号)の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 986

平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を次のように定める。

平成15年11月29日

愛媛県人事委員会
委員長 稲 瀬 道 和

平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

(改正条例附則第5項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第1条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年愛媛県条例第60号。以下「改正条例」という。)附則第5項の人事委員会規則で定める職員は、平成15年6月に期末手当及び勤労手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正条例第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与と条例」という。)第19条第1項後段若しくは第21条第6項又は改正条例第3条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与と条例」という。)第19条第1項後段若しくは第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(同年6月1日(同日前1箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手

当及び勤労手当について改正条例第1条の規定による改正前の職員給与と条例第19条第1項後段、第19条の4第1項後段若しくは第21条第6項又は改正条例第3条の規定による改正前の教育職員給与と条例第19条第1項後段、第19条の4第1項後段若しくは第20条第5項の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。

)以外の職員とする。

- (1) 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の適用を受ける職員
- (2) 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)の適用を受ける職員
- (3) 愛媛県教育委員会教育長
- (4) 特別職に属する愛媛県職員
- (5) 国家公務員
- (6) 公庫等職員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。)
- (7) 他の地方公共団体の職員
- (8) 退職派遣者(公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第12条第1号に規定する退職派遣者をいう。)

(新たに職員となった者の改正条例附則第5項第1号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例)

第2条 改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成15年4月1日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める日は、平成15年4月2日から基準日までの期間における新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。)のうち最も遅い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第5項第1号の月数の算定)

第3条 改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成15年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて第1条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における

当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第1号又は第2号に掲げる者（以下この号及び次条において「企業職員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち企業職員等として勤務した期間（同項において「特定企業職員等期間」という。）を除く。）

- (2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項又は職員の分限に関する条例（昭和26年愛媛県条例第43号）第2条の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第20条の5第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、非常勤職員期間（職員給与条例第20条の規定の適用を受ける非常勤の職員として在職した期間をいう。）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）又は育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）
 - (3) 停職期間（法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。）
 - (4) 職員給与条例第13条、教育職員給与条例第14条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）第10条、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第3条第3項若しくは教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第4条第3項の規定により給与を減額された期間又は法第38条第1項の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間
 - (5) 職員給与条例第12条又は教育職員給与条例第13条の規定により給与を減額された期間
- 2 改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成15年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。
- (1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる期間（特定企業職員等期間のある月にあっては、同項第2号又は第4号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月
 - (2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間（特定企業職員等期間のある月にあっては、同項第3号又は第5号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額（特定企業職員等期間のある月にあっては、給

料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正条例附則第5項第1号に規定する合計額に100分の1.07を乗じて得た額（第5条において「附則第5項第1号基礎額」という。）に満たないもの

（企業職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例）

第4条 改正条例附則第6項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める者は、企業職員等とする。

2 改正条例附則第6項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

3 改正条例附則第6項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第5項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、企業職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、企業職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

（端数計算）

第5条 附則第5項第1号基礎額又は改正条例附則第5項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-964）は、廃止する。

--	--